	(b) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利
現行の措置	
二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
概要	内国民待遇（第四十七条） 日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条
三	
分野	すべての分野（新たなサービス）
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にJSIC又はCPCにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保は、附属書六の第二条については、適用しない。
現行の措置	
四	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、日本国政府又は日本国の公的機関が直接又は間接に研究及び開発に提供する財政上その他の方法による拠出金を含む研究及び開発に係る補助金に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
五	
分野	航空宇宙産業
小分野	
産業分類	航空機産業に関連する機械の修理

留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく約束に反しない限りにおいて、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
六	
分野	航空宇宙産業
小分野	衛星及びロケットに関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
七	
分野	武器・火薬産業
小分野	武器・火薬産業に関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
八	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三章、第三章の三及び第三章の四 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二章
九	
分野	教育、学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校